

電 気 需 給 約 款

高圧・特別高圧

「市場連動型プラン」

契約種別概要書

令和7年 8月 1 日実施

スマートエコエナジー株式会社

(小売電気事業者登録番号：A0617)

目次

第1条 目的	3
第2条 本概要書の変更	4
第3条 適用	4
第4条 特高・高圧約款の適用	4
第5条 電気料金の内容	4
第6条 基本料金	5
第7条 容量拠出金相当額	5
第8条 従量料金	5
第9条 市場連動料金	5
第10条 予備電力	6
附則	6

電 気 需 給 約 款

「市場連動型プラン」契約種別概要書

第1条 目的

1. この「市場連動型プラン」契約種別概要書（以下、「本概要書」といいます。）は、下表記載の各エリアに適用するものとし、エリアごとに下表記載の電気需給約款（以下、「特高・高圧約款」といいます。）により電気を供給するときの電気料金その他の供給条件について、特高・高圧約款に定めた契約種別以外の契約種別によって料金の計算等を行うことについてお客さまと当社の合意があったときに適用する「市場連動型プラン」の内容を定めるものです。ただし、本概要書は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

エリア	一般送配電事業者	供給区域	地域に属する 特高・高圧約款
北海道	北海道電力ネットワーク株式会社	北海道（礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島を除きます。）	電気需給約款（北海道電力ネットワーク管内）
東北	東北電力ネットワーク株式会社	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県（飛島を除きます。）、福島県、新潟県（佐渡島および粟島を除きます。）	電気需給約款 （東北電力ネットワーク管内）
東京	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）	電気需給約款 （東京電力パワーグリッド管内）
中部	中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県、岐阜県（一部地域を除きます。）、三重県（一部地域を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県	電気需給約款 （中部電力パワーグリッド管内）
関西	関西電力送配電株式会社	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部地域を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部	電気需給約款 （関西電力管内）

中国	中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島〕を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部	電気需給約款 （中国電力ネットワーク管内）
四国	四国電力送配電株式会社	徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）	電気需給約款 （四国電力送配電管内）
九州	九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	電気需給約款 （九州電力送配電管内）

2. お客さまおよび当社は、特高・高圧約款、電気需給契約書、本概要書（以下併せて「本契約」といいます。）に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは本一般送配電事業者等の託送供給等約款における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。

第2条 本概要書の変更

当社は、本概要書を特高・高圧約款第2条（電気需給約款の変更）に準じて変更することがあります。

第3条 適用

本概要書は、お客さまが本概要書の内容を理解され、同意の上でお申込みいただき、当社が承諾した時に適用いたします。当社はその旨を申込書または契約書に記載いたします。

第4条 特高・高圧約款の適用

当社は、本概要書の適用に際し、特高・高圧約款のうち電気料金にかかる規定ならびに特高・高圧約款別紙に定める燃料費等調整額以外の条項は本概要書と併せて適用し、本概要書で使用する用語は別に定めるとき以外においては特高・高圧約款と同様の意味で使用いたします。

第5条 電気料金の内容

「市場連動型プラン」の料金は、基本料金、容量拠出金相当額、従量料金、市場連動料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計によって計算します。なお、該当がある場合には特高・高圧約款に定める延滞利息、契約超過金、工事費等を申し受けることが

あります。

第6条 基本料金

1月の基本料金は、電気需給契約書に定める料金単価に、特高・高圧約款第9条(常時供給電力)第1項によって計算された契約電力を乗じた金額とします。

第7条 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は、電気事業法第二条の十二にいう小売電気事業者が電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保のため、当社が負担する電力広域的運営推進機関定款に定められた容量市場における供給力の確保に係る拠出金（容量拠出金）の額を基に当社で算出した容量拠出金相当額単価に、1月の使用電力量を乗じた金額といたします。

第8条 従量料金

従量料金は、電気需給契約書に定める料金単価に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。

第9条 市場連動料金

1. 市場連動料金

市場連動料金は、(i)お客さまの30分ごとの電力使用量に、(ii)その30分ごとの該当エリア市場価格と市場取引手数料相当単価の合計を該当エリア損失率で修正した値（以下「市場連動料金基礎価格」という。）を乗じ、さらに消費税相当分を加えた金額の合計といたします。

算定式

市場連動料金（円）＝ (i) × (ii)

(i) お客さまの30分ごとの電力使用量（kWh）

(ii)
$$\left[\frac{\text{その30分毎の該当エリア市場価格}}{1 - \text{該当エリア損失率}} + \frac{\text{市場取引手数料相当単価}}{1 - \text{該当エリア損失率}} \right] \times (1 + \text{消費税率}) \text{（円/kWh）}$$

2. 市場連動型プラン 用語の定義

(1) 該当エリア市場価格（円/kWh）

一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」といいます。）が公表する該当エリアのスポット市場価格（エリアプライス）をいいます。該当エリアは、電気需給契約書に定めるものとします。また、スポット市場取引の停止があった場合、別途協議するものとします。

(2) 市場取引手数料相当単価（円/kWh）

JEPXが取引規程細則に基づき公表する翌日取引における売買手数料のうち定額制でない単価に相当する値（以下、「従量制手数料単価」といいます。）といたします。

(3) 該当エリア損失率

電気需給契約書に定める供給電圧に応じ、本一般送配電事業者等の託送供給等約款に定める損失率の値といたします。

第10条 予備電力

特高・高圧約款第10条(予備電力)に準じて適用いたします。ただし特高・高圧約款第10条第2項第（2）号の電力量料金は、本概要書第8条に読み替えて適用いたします。

附則

実施期日

本概要書は、令和7年8月1日から実施いたします。